

グリーン調達ガイドライン 第7版

2006年8月31日 制定

2016年4月1日 改訂

NTT アドバンステクノロジー株式会社

環境対策推進室



目次

| | |
|---------------------------|---|
| 1. はじめに..... | 1 |
| 2. 適用範囲..... | 1 |
| 3. グリーン調達的基本的考え方..... | 1 |
| 4. グリーン調達のための要請事項..... | 2 |
| 4. 1 サプライヤーへの要請事項..... | 2 |
| 4. 2 製品等に対する要請事項..... | 2 |
| 6. 製品等に含まれる化学物質の管理基準..... | 3 |
| 7. 付則..... | 4 |

添付資料1 有害物質一覧

参考1 含有禁止物質リスト

参考2 含有抑制物質リスト



1. はじめに

NTT アドバンステクノロジー株式会社は、地球と人に優しい企業活動をめざして、NTT-AT グループ地球環境憲章のもとで、全社をあげて環境保全活動に取り組んでおります。

弊社は環境保全活動の重点課題の一つとして、弊社が販売する製品の環境負荷低減を図ることを掲げておりますが、製造部門を持たない当社では、製品を構成する全ての原材料、部材、部品などは、外部より調達しており、サプライヤーの皆様の協力が不可欠です。

本ガイドラインは、弊社がサプライヤーに遵守していただきたい事項、配慮していただきたい事項について述べたものです。サプライヤーにおかれましては、その趣旨をご理解の上、弊社の環境保全活動にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、弊社で調達し、販売する全製品およびそれらを構成する原材料、部材、部品等ならびにそれらの調達物品のサプライヤーに対して適用されます。

3. グリーン調達の基本的考え方

弊社の「グリーン調達」とは、環境保全に配慮しているサプライヤーより、有害化学物質の使用禁止や削減、省エネルギーや省資源、リサイクルなど環境保全に配慮した製品を調達することをいいます。

グリーン調達を実現するために弊社は、サプライヤーの環境管理に対する取り組み、および納品していただく製品等について要請事項を提示させていただきます。

4. グリーン調達のための要請事項

4.1 サプライヤーへの要請事項

環境保全活動への取り組みとして、下記のことを行っていただけるようお願いします。

- (1)ISO14001 またはそれに準じた環境管理体制を構築していること。
- (2)グリーン調達を実施していること。
- (3)製品に含まれる化学物質の把握・管理を実施していること。
- (4)製品の含有する化学物質調査や製品の環境負荷低減にご協力いただけること。

4.2 製品等に対する要請事項

弊社への納入物品について、下記のことを行っていただけるようお願いします。(1)および(2)の項目は必ずお守りください。

- (1)弊社の基準に定める「含有禁止物質」^(注1)が含まれていないこと。
- (2)弊社が指定する製品等は、RoHS指令に適合していること。
- (3)弊社の基準に定める「含有抑制物質」^(注1)の含有情報が明らかにされていること。
- (4)製品に使用するプラスチック材料は、可能な限り、リサイクル可能な材料から選定されていること。
- (5)消費電力の低減や小型化、軽量化などの省エネルギーや省資源に配慮した設計がなされていること。
- (6)製品が廃棄される際に、再利用やリサイクルが容易で廃棄物の環境負荷低減に配慮した設計がなされていること。
- (7)包装材には、リサイクルしやすい材料や環境負荷の少ない材料が使用されていること。

(注1)「含有禁止物質」及び「含有抑制物質」については、6. 製品等に含まれる化学物質の管理基準に定める。

5. 運用

下記項目について弊社より情報の提供又は証明書の提出をお願いすることがありますので、その時にご協力をお願いします。

- (1) サプライヤーの環境に対する取り組み状況
- (2) 含有禁止物質の含有の有無、あるいは、非含有証明書
- (3) RoHS指令への適合の有無、あるいは、RoHS指令適合証明書
- (4) 含有抑制物質の含有部位及び含有量

6. 製品等に含まれる化学物質の管理基準

弊社調達製品に含まれる化学物質を含有禁止物質、指定全廃物質及び含有抑制物質の分類し、それぞれ、以下のように管理することとします。

(1) 含有禁止物質

- ① 添付資料1有害物質一覧の含有禁止物質として定めた物質。
参考1含有禁止物質リストに示すが、対象物質は法令等の改正により自動的に変更され、最新の法令を優先します。
- ② 「含有禁止物質」を含む製品は原則として購入いたしません。
- ③ 禁止物質を含有している場合には、事前に当社に通知し、その措置について協議してください。また、事後に判明した場合は、直ちに当社に通知してください。

(2) 指定全廃物質

- ① 表1の物質群欄の物質
- ② 当社が指定する製品等がRoHS指令に適合することを求めた場合、全ての部品の全ての部位で含有量が閾値以下でなければならない(RoHS指令で除外規定がある場合を除く)。
- ③ 含有量の閾値は、表1の閾値欄の値とします。

(3) 含有抑制物質

- ① 添付資料1有害物質一覧の含有抑制物質として定めた物質。
参考2含有抑制物質リストに示すが、対象物質は法令等の改正により自動的に変更され、最新の法令を優先します。
- ② 可能な限り製品から削減することを要請いたします。

表1 指定全廃物質と閾値

| 物質群 | 閾値 |
|---------------------|---|
| カドミウムおよびその化合物 | 樹脂中: Cd < 5ppm 包装材中: Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中: Cd < 100ppm |
| 鉛およびその化合物 | 樹脂中: Pb < 100ppm 合金中: 鋼材中Pb < 0.35wt%、 アルミ材中Pb < 0.4wt%、 銅材中Pb < 4wt% 包装材中: Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中: Pb < 1000ppm |
| 水銀およびその化合物 | 包装材中: Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中: Hg < 1000ppm |
| 六価クロム化合物 | 包装材中: Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中: Cr(VI) < 1000ppm |
| PBB(ポリ臭化ビフェニル) | < 1000ppm |
| PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル) | < 1000ppm |

7. 付則

本基準書は国内外の法規則、社会動向を考慮して改訂することがあります。

添付資料1 有害物質一覧

(2013年2月現在)

| 分類 | 内容 | 法律略称名 |
|--------------------------------|---|------------------------------------|
| 含有禁止物質 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定される第1種特定化学物質。 | 化審法 |
| | 労働安全衛生法第55条に規定される製造禁止物質。 | 安衛法 |
| | 水質汚濁防止法第14条の三に規定される有害物質で、同施行規則別表第二において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質。 | 水濁法 |
| | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規定される特定物質で、同施行令別表において規定されている物質。ただし、議定書付属書CのグループIを除く。 | オゾン保護法 |
| | ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定される物質。 | ダイオキシン法 |
| | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第1条に規定される物質 | PCB 特措法 |
| | NTT-AT が指定する物質 | — |
| 指定全廃物質 | 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令 (Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment) の指定物質。 | RoHS 指令 |
| | NTT-AT が指定する物質 | — |
| 含有抑制物質 (含有禁止物質と重複する場合はその指定による) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の四第五項において規定される特定有害産業廃棄物の要件となる金属、化学物質等で、同施行規則別表第一に規定される物質。 | 廃掃法 |
| | 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項、ならびに同施行令第1条および第2条に規定される物質であって、同法第2条第5項に該当する物質。 | 温暖化法 |
| | 水質汚濁防止法第14条の三に規定される有害物質で、同施行規則別表第二において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質を除く物質 | 水濁法 |
| | 土壌汚染対策法第2条に規定された特定有害物質であって、同施行令第1条に規定されている物質。 | 土汚法 |
| | ハロゲン化合物を含有するプラスチック材料 | NTT グループグリーン調達ガイドライン、NTTAT が指定する物質 |

参考1 含有禁止物質リスト

(2016年4月1日現在)

| 記号 | 物質名 | 法律略称名 |
|------|--|-----------------|
| A-1 | ポリ塩化ビフェニルまたは PCB | 化審法、水濁法、PCB 特措法 |
| A-2 | ポリ塩化ナフタレン(塩素数2個以上) | 化審法 |
| A-3 | ヘキサクロロベンゼン | 化審法 |
| A-4 | アルドリン | 化審法 |
| A-5 | ディルドリン | 化審法 |
| A-6 | エンドリン | 化審法 |
| A-7 | DDT | 化審法 |
| A-8 | クロルデン類 | 化審法 |
| A-9 | ビス(トリブチルスズ)＝オキシド | 化審法 |
| A-10 | N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン | 化審法 |
| A-11 | 2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール | 化審法 |
| A-12 | トキサフェン | 化審法 |
| A-13 | マイレックス | 化審法 |
| A-14 | 黄りんマツチ | 安衛法 |
| A-15 | ベンジジンおよびその塩 | 安衛法 |
| A-16 | 4-アミノジフェニル及びその塩 | 安衛法 |
| A-17 | 4-ニトロジフェニル及びその塩 | 安衛法 |
| A-18 | ビス(クロロメチル)エーテル | 安衛法 |
| A-19 | β -ナフチルアミン及びその塩 | 安衛法 |
| A-20 | ベンゼン含有ゴムのり(ベンゼン含有率が5%を超えるもの) | 安衛法 |
| A-21 | 石綿またはアスベスト | 安衛法 |
| A-22 | シアン化合物 | 水濁法 |
| A-23 | 有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る) | 水濁法 |
| A-24 | アルキル水銀化合物 | 水濁法 |
| A-25 | CFC | オゾン保護法 |
| A-26 | ハロン | オゾン保護法 |
| A-27 | 四塩化炭素 | オゾン保護法 |
| A-28 | トリクロロエタン | オゾン保護法 |
| A-29 | HBFC | オゾン保護法 |

| | | |
|------|---|---------|
| A-30 | ブロモクロロメタン | オゾン保護法 |
| A-31 | 臭化メチル | オゾン保護法 |
| A-32 | ポリ塩化ジベンゾフラン | ダイオキシン法 |
| A-33 | ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン | ダイオキシン法 |
| A-34 | コプラナーポリ塩化ビフェニル | ダイオキシン法 |
| A-35 | ケルセンまたはジコホル | 化審法 |
| A-36 | ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン | 化審法 |
| A-37 | 2-(2H-1,2,3-ヘンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール | 化審法 |
| A-38 | PFOSまたはその塩 | 化審法 |
| A-39 | PFOSF | 化審法 |
| A-40 | ペンタクロロベンゼン | 化審法 |
| A-41 | α -ヘキサクロロシクロヘキサン | 化審法 |
| A-42 | β -ヘキサクロロシクロヘキサン | 化審法 |
| A-43 | γ -ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン | 化審法 |
| A-44 | クオルデコン | 化審法 |
| A-45 | ヘキサブロモビフェニル | 化審法 |
| A-46 | テトラブロモジフェニルエーテル | 化審法 |
| A-47 | ペンタブロモジフェニルエーテル | 化審法 |
| A-48 | ヘキサブロモジフェニルエーテル | 化審法 |
| A-49 | ヘプタブロモジフェニルエーテル | 化審法 |
| A-50 | 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名: エンドスルファン又はベンゾエピン) | 化審法 |
| A-51 | ヘキサブロモシクロデカン | 化審法 |
| A-52 | ペンタクロロフェノール又 はその塩若しくはエステル | 化審法 |

参考2 含有抑制物質リスト(※指定全廃物質として指定された場合は、その規定による) (2015年4月1日現在)

| 記号 | 物質名 | 出典 |
|------|-------------------------------|----------------|
| B-1 | 水銀またはその化合物 | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-2 | カドミウムまたはその化合物 | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-3 | 鉛またはその化合物 | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-4 | 有機りん化合物（禁止物質を除く） | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-5 | 六価クロム化合物 | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-6 | 砒素またはその化合物 | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-7 | トリクロロエチレン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-8 | テトラクロロエチレン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-9 | ジクロロメタン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-10 | ジクロロエタン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-11 | ジクロロエチレン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-12 | ジクロロプロペン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-13 | チラウム | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-14 | シマジン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-15 | チオベンカルブ | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-16 | ベンゼン | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-17 | セレンまたはその化合物 | 廃掃法、水濁法、土汚法 |
| B-18 | 二酸化炭素（総排出量算定に関するものに限る） | 温暖化法 |
| B-19 | メタン | 温暖化法 |
| B-20 | 一酸化二窒素 | 温暖化法 |
| B-21 | 温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン | 温暖化法 |
| B-22 | 温室効果ガスたるパーフルオロカーボン | 温暖化法 |
| B-23 | 六フッ化硫黄 | 温暖化法 |
| B-24 | ホウ素及びその化合物、土汚法 | 水濁法、土汚法 |
| B-25 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 水濁法 |
| B-26 | HCFC | オゾン保護法 |
| B-27 | ハロゲン化物を含有するプラスチック材料 | NTTグループが指定する物質 |
| B-28 | フッ素及びその化合物 | 水濁法 |
| B-29 | 塩化ビニルモノマー | 水濁法 |
| B-30 | 一・四ジオキサン | 水濁法 |
| B-31 | 三フッ化窒素 | 温暖化法 |